

国自安第41号
国自旅第40号
国自整第41号
令和元年6月26日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課 長



自動車局旅客課 長



自動車局整備課 長



「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が
安全性・利便性を確保するためのガイドライン」の策定について

自動運転技術は、交通事故の削減や地域の移動手段の確保等に資するものとして、近年、国内外においてその開発が急速に進展しています。

我が国においては、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。以下「制度整備大綱」という。）において、自動運転車の早期実用化を実現させるため、官民が一体となり、技術開発を更に進めるとともに、道路交通に関連する法制度の見直しを行うこととされ、必要となる道路交通関連の法制度の見直しに関する政府全体の方向性が取りまとめられました。

制度整備大綱においては、自動運転車の導入初期段階である2020年から2025年頃の、公道において自動運転車と自動運転システム非搭載の従来型の車両が混在し、かつ、自動運転車の割合が少ない、いわゆる「過渡期」を想定し、2020年の限定地域での無人自動運転移動サービス等の実現に向けた制度整備を行うこととされており、「現在の道路運送法では、運転者が車内にいることを前提として、輸送の安全及び旅客の利便性を確保することとしているが、新たに運転者が車内に不在となる



自動運転車で旅客運送を行う場合においても同等の安全性及び利便性が確保されるために必要な措置を検討する」ことが示されています。

このような状況を踏まえ、国土交通省自動車局では、自動運転車の導入初期段階において、限定地域での無人自動運転移動サービスを導入する旅客自動車運送事業者が安全性及び利便性を確保するために対応すべき事項について検討していく際に必要となる基本的な考え方を示すものとして、別添のとおり、ガイドラインを策定いたしました。貴会におかれましては、貴会傘下会員に対して、この趣旨を踏まえて本ガイドラインの周知をお願いします。